植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（検査証明書の添付を要しない植物） **第四条**　法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。 一～三　（略） 四　乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破砕され、又は粉砕されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。 イ～ト　（略） （削る） チ～ヤ　（略） マ　くるみ属植物　核子 ケ～テ　（略） 五　凍結されたもの（くるみ属植物の核子を除く。）	（検査証明書の添付を要しない植物） **第四条**　法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。 一～三　（略） 四　乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破砕され、又は粉砕されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。 イ～ト　（略） チ　くるみ　核子 リ～マ　（略） （新設） ケ～テ　（略） 五　凍結されたもの（くるみの核子を除く。）
別表一（第三条関係） 第一　（略） 第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	別表一（第三条関係） 第一　（略） 第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物
(一)　真菌及び粘菌　（略） （削る） （略） *Peronospora tabacina*（タバコべと病菌） *Phyllosticta citricarpa* （略）	(一)　真菌及び粘菌　（略） *Guignardia citricarpa* （略） *Peronospora tabacina*（タバコべと病菌） （新設） （略）
(二)　（略）　（略）	(二)　（略）　（略）
(三)　ウイルス（ウイロイドを含む。）　（略） （削る） （略）	(三)　ウイルス（ウイロイドを含む。）　（略） Blueberry mosaic virus （略）
(四)　（略）　（略）	(四)　（略）　（略）
二　（略）	二　（略）